



復 命 書

出張年月日	平成21年11月13日	出張地	熱海市市役所
用 件	熱海市伊豆山赤井谷における [redacted] による残土処分について		

概要

[redacted] による残土処分について、降雨時に下流域への土砂流出が著しいため、熱海市が実際に施工を行っている業者から事情聴取を行ったので同席した。

出席者： [redacted] (土砂搬入業者) [redacted]
 熱海市役所 まちづくり課 [redacted]
 産業振興課 [redacted]
 建設課 [redacted]
 東部農林事務所 治山課 [redacted]

熱海市：写真(別添)のとおり、降雨時にかなりの土砂が流出している。早急に土砂流出対策を行っていただきたい。

[redacted]：月曜日に [redacted] の [redacted] に会うので、このことを伝える。 [redacted] が動かないようであれば、 [redacted] で対応する。

熱海市：申請時と計画が変わっているようなので、作業前に計画の再提出をお願いする。対策工については、こちらの基準があるので事前確認したい。

[redacted]：了解した。来週早々に連絡する。

今後も、熱海市、熱海土木事務所等、関係機関と連携して指導を行う。

※ 11月19日(水) 10:00 熱海エネにて打合せ。
 ↓
 12/1に再打合せ
 出席：熱海市 熱海土木 東部農林

上記のとおり復命します 平成21年11月16日

東部農林事務所長 様

職 氏名 [redacted]

21. 11. 11





21. 11. - 6





熱海市伊豆山字赤井谷における経緯

関係者



- 平成 18 年 8 月 11 日 [redacted] 35 万坪買収計画を示す。
- 平成 18 年 8 月 22 日 [redacted] 35 万坪内に水道施設があるが扱いをどうするのかと質疑を受ける。
- 平成 18 年 8 月 23 日 [redacted] 来庁 35 万坪計画事前協議
- 平成 18 年 8 月 28 日 [redacted] が風致地区内行為（通路築造）を提出（書類不備であったが受付）
- 平成 18 年 8 月 30 日 [redacted] 来庁 35 万坪はどうすると聞くが具体的には決まっていないと回答を得る。
- 平成 18 年 8 月 31 日 建設三課、水道課で対策会議
- 平成 18 年 9 月 1 日 [redacted] 来庁 35 万坪地内に道路の先行帰属計画を示した。水道施設の扱いも協議したが結論出ず。
- 平成 18 年 9 月 6 日 [redacted]（氏名不詳）来庁 35 万坪計画について協議（融資先 [redacted] が同席）
- 平成 18 年 9 月 20 日 氏名不詳（融資関係者と思われる）2 名来庁 赤井谷計画について申請状況等を調査
- 平成 18 年 9 月 21 日 [redacted] 来庁 盛土（残土処分）計画について協議 森林法、風致地区条例、土採取等規制条例が必要であると指示した。
- 平成 18 年 9 月 21 日に土地を取得（35 万坪）**
- 平成 18 年 9 月 22 日 熱土 [redacted] と協議 現状規制できるのは風致、土採取しかないとを確認する。
- 平成 18 年 9 月 22 日 [redacted] 他 2 名来庁 9 月 21 日に無断で 35 万坪に立ち入ったことに対し苦情
- 平成 18 年 9 月 27 日 [redacted] 来庁 盛土計画の作成を指示した。

平成 18 年 9 月 28 日 [] 来庁 施工前に森林法、風致、土採取の申請を指示した。

平成 18 年 10 月 2 日 庁舎内対策会議開催（建設三課、水道課、みどり農水課）森林法、風致、土採取の申請を指導することを確認する。

平成 18 年 10 月 2 日 [] 来庁 [] に工法等の設計を依頼した。

平成 18 年 11 月 8 日 調圧槽上流部の一部が小規模崩落（E 工区から重機進入が原因か？）

平成 18 年 11 月 20 日 [] 来庁 県の関係機関との協議を指示した。

平成 18 年 11 月 21 日 [] 来庁 熱海土木事務所と協議して河川法の書類を貰ってきたとのことであった。（様式未確認）

平成 18 年 11 月 29 日 建設三課、水道課協議 [] の出方を待っているのではなく市から交渉を積極的に進める方針がいいのではないか。

平成 18 年 11 月 30 日 [] 来庁 昨日県庁（土地対策室、自然保護室）に行ってきた。生物調査を指示されたが納得していない様子だった。

平成 18 年 11 月 30 日 県庁土地対策室 [] から電話連絡 これまでの経緯を説明した。

平成 18 年 12 月 7 日 [] 来庁 全体計画を示して林地開発及びミニアセス等の許認可を進めるよう指示した。

平成 18 年 12 月 8 日 [] 来庁 県に 1ha 以下は許可不要と言われた。1ha 以下であっても逢初川協議を熱海土木とするように指示した。

平成 18 年 12 月 19 日 [] 来庁 現在盛土工法について設計中とのことであった。

平成 19 年 1 月 11 日 [] 来庁 調圧槽撤去を目的に訴訟を起こす準備があるとのことであった。

平成 19 年 1 月 12 日 [] 来庁 調圧槽撤去について、内容証明郵便を発送したとのことであった。

平成 19 年 1 月 15 日 水道課と協議 赤井谷計画に必要な許認可等をまとめる。

平成 19 年 1 月 25 日 [] 来庁 昨日県庁に行ってきたと報告があった。

同日 [] が熱海土木事務所工事課と協議した。法第 32 条協議書（流量計算書）の提出を指示されたと報告があった。

平成 19 年 1 月 29 日 [] 来庁 午後から県庁に行く（ミニアセスの件）

平成 19 年 1 月 30 日 [] 他 4 名別件で来庁 水道施設の対応を協議した。（先方はあくまでも撤去を要求した。）

平成 19 年 2 月 5 日 [] 来庁 明日県庁協議と報告受ける。

平成 19 年 2 月 7 日 [] より電話 熱海市にレッドデータブックに記載された 35 種がいるのを知っているのかと問い合わせ。環境課、みどり農水に転送した。

平成 19 年 3 月 20 日 [] 来庁 調圧槽付近 9,800 m²と盛土計画の相談受ける。申請は個々だが、一体性のおそれありと回答した。

平成 19 年 3 月 27 日 [] 来庁 盛土の施工方法を協議した。

平成 19 年 4 月 9 日 土採取等規制条例による届出 受理書通知 (工期許可日~12ヶ月)

平成 19 年 4 月 10 日 庁舎内対策会議 赤井谷は流下能力不足で開発が困難であるので、道路の先行等の話になるだろう。

平成 19 年 4 月 11 日 [] 来庁 本宮線終点付近の土砂について事情を聞いた。仮置きして堰堤築造後盛土材として使用したいと回答得る。

平成 19 年 4 月 12 日 風致地区条例による許可 (形質変更・木竹の伐採)

工期平成 20 年 4 月 12 日

同日 [] 来庁 施工管理を徹底するよう指示した。特に堰堤の築造状況及び搬入土の出所の管理を強く指示した。

平成 19 年 4 月 23 日 建設課と合同調査 逢初川に土砂流出を確認 (赤井谷から砂防堰堤まで徒歩で調査した。)

同日 [] 来庁 土砂流出を報告 対策工の早期施工を指示した。

平成 19 年 4 月 25 日 逢初川の濁りを確認 建設課と対応協議も結論出ず。

平成 19 年 4 月 27 日 森林法の届出を指示するようみどり農水課に依頼

平成 19 年 5 月 2 日 [] 来庁 東部農林に行ってきた。堰堤 2 箇所は一体と言われたと報告を受ける。

平成 19 年 5 月 11 日 [] から電話連絡 35 万坪に五重塔 (宗教施設) H=50m を建てたいと問い合わせがあった。風致地区のため不可と回答する。

平成 19 年 5 月 17 日 熱土 [] に逢初川土砂流出対応記録を FAX 送付

平成 19 年 5 月 21 日 東部農林事務所赤井谷調査?

平成 19 年 5 月 25 日 逢初川濁り確認

平成 19 年 6 月 1 日 熱海土木事務所 [] と協議

平成 19 年 6 月 4 日 県庁土地対策室 [] より電話 熱土 [] より電話があり、必要であれば県庁が協力すると回答を得る。

同日 熱土 [] に経緯を報告した。

平成 19 年 6 月 5 日 東部農林事務所 調査?

平成 19 年 6 月 7 日 県庁土地対策室 []

[] と対応協議

平成 19 年 6 月 8 日 熱土 [] より電話連絡 逢初川流下能力について市から指導してほしい旨連絡受ける。県は管理者として対応するとのことであった。

平成 19 年 6 月 20 日 熱土 [] に経緯報告書を渡す。

平成 19 年 6 月 21 日 調圧槽付近からの盛り溢しを発見 防災工事の進捗は少々

平成 19 年 7 月 9 日 第 1 回水道施設対策会議 [] で開催 (次回は市役所で開催予定)

平成 19 年 7 月 11 日 逢初川の濁り確認

平成 19 年 7 月 13 日 東部農林現地調査 (市まちづくり課、建設、みどり農水)

平成 19 年 7 月 17 日 調圧槽上流が大雨の影響で崩落調圧槽後部が埋まる。
平成 19 年 7 月 18 日 水道課、建設課と対応協議
平成 19 年 7 月 24 日 熱土 [] に報告及び協議 (水道課同席)
平成 19 年 7 月 30 日 調圧槽の対応を [] に応急復旧工事を依頼するも []
の反対で… (訴訟相手となりうるので反対とか)
平成 19 年 9 月 6 日 [] 来庁 台風接近で風雨が強い気になっている。夜間も車で
待機及び巡回をすると報告あり。
平成 19 年 9 月 7 日 [] より電話連絡 台風による被害なしの報告を受ける。
平成 19 年 9 月 11 日 伊豆山漁業関係者と [] の打合せに同席 被害があった場合の
窓口は [] が対応することとなった。
**平成 19 年 9 月 21 日 [] 来庁 調圧槽付近開発計画 東部農林協議を先行するよう指
示した。**
平成 19 年 10 月 11 日 対策会議
平成 19 年 10 月 30 日 [] 来庁 ポンプ室までの通路拡幅のため重機搬入予告 風致申
請を指示した。
**平成 19 年 11 月 5 日 [] 来庁 調圧槽付近に早川の残土を入れたいと相談を受ける。沢
部に盛り溢すおそれがあるため中止するよう指導した。10 日程待つと回答を得る。**
同日 熱土 [] に経緯報告書送付
平成 19 年 11 月 7 日 熱土 [] と協議 森林法の対応を見守ることを確認する。
平成 19 年 11 月 13 日 [] 来庁 逢初川協議をするよう指導した。
平成 19 年 11 月 19 日 早川の残土を入れたいと相談を受ける。熱土、農林と協議するよう指
示した。防災工事完了後でないとい認められないと回答する。
平成 19 年 11 月 20 日 [] 来庁 残土処分は防災工事先行を再度指示した。5ha 超で県
土地利用事業の対象案件にすることを進言した。
平成 19 年 11 月 21 日 [] 県庁土地対策室 [] に電話 逢初川の流下能力不足を指
摘した様子
同日 熱土に [] が相談に行ったと報告を受ける。
**平成 19 年 11 月 26 日 東部農林事務所と対応協議 [] 1ha 以下は県で
は指導のしようがないと回答を得る。**
**平成 19 年 11 月 27 日 熱土 (工事課、都市計画課、用地管理課) と対策会議 東農が指導
中なので対応を見守ることとする。**
同日 [] 弁護士同席で来庁 調圧槽撤去要求
平成 19 年 11 月 28 日 [] 県庁土地対策室と協議?
平成 19 年 11 月 29 日 [] 熱土 (工事課、用地管理課、都市計画課) と 32 条事前協議
平成 19 年 12 月 3 日 [] 来庁 逢初川協議が整わなければ開発できないと指示した。
平成 19 年 12 月 5 日 [] 東部農林事務所と協議?

平成 19 年 12 月 14 日 [] 来庁 熱土協議? 午後から東部農林に行く?
平成 19 年 12 月 18 日 [] 熱土協議 (調整池等) 上流部にヘリポート計画があるとか
平成 19 年 12 月 19 日 [] 来庁 ヘリポート計画協議 1ha 超えているので林地開発が必要農林に相談行くよう指示した。
同日 [] 来庁 林地開発許可取得を要請した。
平成 19 年 12 月 28 日 [] 来庁 ヘリポート計画は東部農林協議を先行するよう指示
平成 20 年 1 月 9 日 調圧槽付近 8 区画計画 林地開発も同時に進めるよう指導した。
平成 20 年 1 月 17 日 盛土計画書作成して協議するよう指導した。
平成 20 年 2 月 7 日 35 万坪計画がインターネット上で公開されていることを発見する。
平成 20 年 2 月 14 日 [] 来庁 熱土、東農協議も並行で協議を再度指示した。
平成 20 年 2 月 15 日 1ha 以下で完了引続き施工した場合は?の問いに森林法のことなので東農と協議するよう指示した。
平成 20 年 2 月 22 日 東農赤井谷調査?
平成 20 年 2 月 26 日 [] 熱土、東農と協議?
平成 20 年 3 月 3 日 [] 来庁 赤井谷の復旧計画を早急に行うよう指示した。
平成 20 年 3 月 10 日 [] 来庁 赤井谷 19ha 計画まちづくり条例事前計画提出 熱土に 32 条協議書の提出を指示した。
平成 20 年 3 月 12 日 [] 来庁 32 条協議書提出指示
平成 20 年 3 月 13 日 [] 来庁 32 条協議書提出指示
平成 20 年 3 月 18 日 [] 入院
平成 20 年 3 月 18 日 [] 来庁 32 条協議書熱土に提出 森林法が未処理のため正式受付されなかった?
同日 熱土 [] から連絡 森林法未処理のため受付はしていないが書類は預かったとのこと。都計法の申請はあったのか→都計法はまだ未提出 まちづくり条例は受付と回答
平成 20 年 3 月 25 日 [] 熱土協議
平成 20 年 4 月 2 日 [] 熱土協議
平成 20 年 4 月 8 日 東農 [] から電話 昨年までの経緯を報告
平成 20 年 4 月 10 日 東農赤井谷調査
平成 20 年 4 月 14 日 熱土と協議 (赤井谷と波返し) []
平成 20 年 4 月 18 日 逢初川 熱土と合同調査
平成 20 年 4 月 24 日 [] 来庁 赤井谷 9 区画について 森林法指導区域内につき東農協議指示
平成 20 年 4 月 25 日 [] 熱土と三者で現地調査
平成 20 年 5 月 2 日 [] 県庁に抗議?
平成 20 年 8 月 1 日 赤井谷 9,900 m² 図面受領 熱土 [] にも渡した。

平成 20 年 8 月 5 日 東農、産業振興課と合同現地調査 復旧を確認した。

同日 東農 [] に赤井谷計画を FAX 送付

平成 20 年 8 月 12 日 熱土、東農、市合同会議 逢初川の流下能力調査は誰がやるの？でもめる？

平成 20 年 8 月 13 日 [] 来庁 土採取、風致の許可で盛土すると言ったので熱土と協議を指示した。

平成 20 年 8 月 14 日 [] 来庁 盛土工事施工について協議 防災工事が条件と回答

平成 20 年 8 月 18 日 [] 来庁 防災工事図面受領（簡易図面だったので正式図面を要求）

平成 20 年 11 月 14 日 [] 来庁 11 日付けで退職したので挨拶に来た。

平成 21 年 1 月 14 日 [] より電話 土採取、風致の工期延長について連絡あり。

同日 [] 来庁 工期変更届提出 本当に埋土（ロックフィル）するのかと聞いたが多分やりますと回答を得る。

平成 21 年 1 月 21 日 熱土、東農、[] と協議 防災工事が最大の関心事である。施工者が決まり次第工法及び規模等を再度協議予定

平成 21 年 1 月 23 日 風致地区条例変更許可（工期の変更） 工期平成 22 年 4 月 12 日

平成 21 年 2 月 5 日 東農、保健所、市 合同調査

平成 21 年 2 月 16 日 [] 来庁 ヘリポート計画協議 1ha 超なので東農と協議が先と伝えた。

平成 21 年 2 月 17 日 [] 来庁 ヘリポート計画 1ha 超えるとか超えないとかの判断は東農であるから、市で言ってもらっても困ると回答した。

平成 21 年 2 月 18 日 [] 来庁 ヘリポート計画まちづくり条例再度受付 許可だけ取得するが実際はやらないと言っていた。

平成 21 年 2 月 23 日 [] から電話 [] が倒産？との情報

平成 21 年 3 月 17 日 [] から電話 赤井谷の盛土契約が成立？したとの情報ありと連絡受ける。

平成 21 年 3 月 19 日 [] から電話 赤井谷に盛土が始まったと連絡あり。

同日 現地調査 [] と面会 現場が整理されていないのでまずは仮設進入路等の整備から始めると回答を得る。

平成 21 年 3 月 25 日 [] 来庁 防災工事の先行を強く要望した。

平成 21 年 4 月 1 日 [] 他 1 名来庁 藤沢市から土砂の搬入をしたいと相談受ける。調圧槽前から仮設道路用に利用する計画とか。事前に連絡するよう指示した。

平成 21 年 4 月 7 日 [] 来庁 ヘリポート計画不受理の理由書の提出を要望される。

平成 21 年 4 月 9 日 [] に電話 ヘリポート計画はまち条手続き不要と回答した。

平成 21 年 4 月 21 日 ヘリポート計画について東農、[] と協議ヘリ

土採取等規制制度の概要

1 目的 (条例第1条)

建築目的の開発行為など、土地の形状変更を伴う行為については、都市計画法、森林法などの法令で、事前に行う手続や守るべき安全基準等が定められています。

しかし、これらの法令の対象とならない小規模な開発行為や建設工事の中には、防災上の配慮を怠ったため災害を生じたり、あるいは跡地を放置し環境破壊を招く事例があります。

このため、これらの行為に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止するとともに、跡地の緑化等の整備を図るため、土の採取等を行う者に対し必要な規制をすることを目的として、静岡県土採取等規制条例(以下「土採取条例」という。昭和50年10月20日公布 昭和51年4月1日施行)が定められています。

掘削・盛土など「土地の形質変更」に際しては、
「土砂の崩落、流出等」の災害防止が必要

各種法令の手続きによる「安全対策等の審査」

- ①降った雨を適正に(調整して)排水すること
- ②「切り」「盛り」が適正に行われること…高さ・勾配など



- 森林法(5条森林の造成等) …林地開発許可
- 都市計画法(建築目的での造成等) …開発許可
- その他の法令

●施行場所が林地の場合の林地開発許可との役割分担

行為の面積	根拠法令	法令の定める手続	処理機関
1ヘクタール超	森林法	林地開発許可の申請	県(森林計画室及び農林事務所)、静岡市、浜松市、沼津市、富士市
1ヘクタール未満 (以下)	土採取条例 (森林法)	届出 (伐採届)	市町 (市町)

2 規制の対象となる行為 (条例第2条)

条例の規制対象となる行為は「切土、床堀その他の土地の掘さくを行う行為」と「埋土又は盛土をする行為」となっており、これらの行為により土を採取し他へ搬出する場合のほか、土地の形状を変更する行為を全て含みます。(これらを総称して「土の採取等」といいます。)

従って、ある区域の一部で切土を行い、その残土を使って区域内で盛土を行うような行為も規制の対象となります。

なお、「土とは何か」については明文の規定はありませんが、「土石の総称」であり、適用除外(後述)とされるものを除き全て含まれます。

(3) 措置命令等

ア 措置命令(条例第6条)	・計画変更の勧告に従わないとき ・災害が発生するおそれがあるとき
イ 停止命令(条例第7条)	・措置命令に従わないとき ・災害防止のため緊急の必要があるとき ・無届、届出内容違反があったとき
ウ 跡地にかかる措置命令(条例第9条)	・災害防止のため必要があるとき (完了後2年以内)
エ 跡地の緑化等の勧告(条例第10条)	・跡地周辺の環境の保全のため必要があるとき

(4) 市町により「土地利用指導」に基づく手続が必要な場合があります。

5 届出書類等(条例第3条・規則第2条)

届出に際しては、下記の書類を正副各1部提出

●土の採取等計画届出書…施行規則様式第1号
●添付書類(施行規則第2条第3項)
①土の採取等を行う場所(「採取場所」)の位置と土の運搬経路を示す地図(縮尺1/50,000以上)
②採取場所及び周辺の見取図
③採取場所の実測平面図(土の採取等の計画(「採取計画」)を記載:縮尺1/1,000以上)
④採取場所の実測縦断面図及び実測横断面図(採取計画を記載:縮尺1/500以上)
⑤採取場所の求積図(縮尺1/500以上)及び土量計算書
⑥採取場所及び隣接地の公図の写し
⑦採取場所で土の採取等を行うことの権原を証する書面
⑧土の採取等に係る跡地の整備計画平面図(縮尺1/1,000以上)
⑨その他知事が必要と認める書類

重 要

●土の採取等に関する技術基準

土砂の崩壊、流出等による災害を防止するとともに、跡地の緑化等の整備を図るために、土の採取等に関する技術基準(「技術基準」)が定められています。

基準に適合しない計画については、「計画変更の勧告」や「措置命令」を行います。

●標識の掲示

土採取条例の届出を行った残土処分場などには、氏名(名称)や届出書受理年月日などを記載した標識を掲示することになっています。

参考 違反案件への対応

【具体事例】

○概要

- ・施行面積1ヘクタール未満（市町権限）として正式に届出がなされた「残土処分場」が、当初計画とは異なる形態で事業が進められ、かつ面積が拡大してしまった。
- ・町では届出者である東京の業者と現場管理を行っている静岡県内の業者に対して再三是正の行政指導を行ったが、互いに被害者である旨を主張し、適切な対応がとられなかった。このような状態の中で、隣接地への土砂流出が発生した。
- ・当初の届出から1年半あと、県（土地対策室）に対して是正についての協力依頼があった。

○権限の問題

- ・正式に届出がなされ、（当然に）当初は1ヘクタール未満であり市町権限の案件であったものが、違反の中で1ヘクタール以上となった場合、処理権限（責任）はどうなるのか。

（現地は5条森林であったため、面積が1ヘクタール以上（超）となると、土採取条例での県案件となるほか、森林法の林地開発案件にも該当。）

○法律相談の結果

- ・当初1ヘクタール未満で市町村案件であったものが、（違反の中で）1ヘクタール以上（超）となった場合でも、当初の市町権限はそのまま継続し、これに県の権限がオーバーラップすることになる。市町と県の両方が権限を有することになる。
- ・この場合において、市町の対応が第一優先とはなるだろうが、市町が適切な処理を行わなかった場合、県は県独自の責任と判断において対応を行う義務があり、（当初の責任は市町であったとして）適切な対応を行わなかった場合は問題となる。

○具体的な処理経過

- ・町と県の関係課で事前調整のうえ、町の行う立入調査に県が参加するという形式により処理を開始した。
- ・区域及び面積を確定のうえ、関係する2業者へ事情聴き取りを連絡した。（東京の業者からは返答なし。県内業者は聴き取りに応じた。）
- ・弁明の機会付与のうえ、2事業者に停止及び安全措置の実施を命令した。

●具体事例からの教訓

○とにかく初期対応が大切…すぐに現場を確認すること

- ①手続きの説明、 ②作業中止の指導、 ③指導に従わない場合には、法・条例に基づく行政処分

○指導等は文書で行うことが基本

○権限を持っている者は、責任を有していることを認識することが大切
…法令に基づく適切な対応を行わないことは（直ちに）問題となる。

○静岡県土採取等規制条例〔抜粋〕

(計画変更の勧告)

第5条 知事は、第3条第1項若しくは第3項又は前条第2項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る土の採取等に伴い、土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該土の採取等の計画の全部又は一部の変更を勧告することができる。

(措置命令)

第6条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで土の採取等を行っているときその他土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該土の採取等を行つている者に対し、期限を定めて、当該土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止するための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(停止命令)

第7条 知事は、土の採取等を行つている者が前条の規定による命令に従わないとき、又は土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、当該土の採取等を行つている者に対し、当該土の採取等の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 知事は、第3条第1項の規定に違反して届出をせず、又は同項若しくは第4条第2項の規定による届出に係る第3条第2項第3号から第9号までに掲げる事項の内容に違反して、土の採取等を行つている者に対し、当該土の採取等の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査等)

第13条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土の採取等を行う者に対し、当該土の採取等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土の採取等を行う者の事務所、土の採取等を行う場所その他その業務を行う場所に立ち入り、土の採取等の状況を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第16条 第6条又は第7条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第17条 第3条第1項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第9条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第18条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第12条の規定による標識の掲示をしなかつた者
- (3) 第13条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第13条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

1:25,000
SCALE
1971

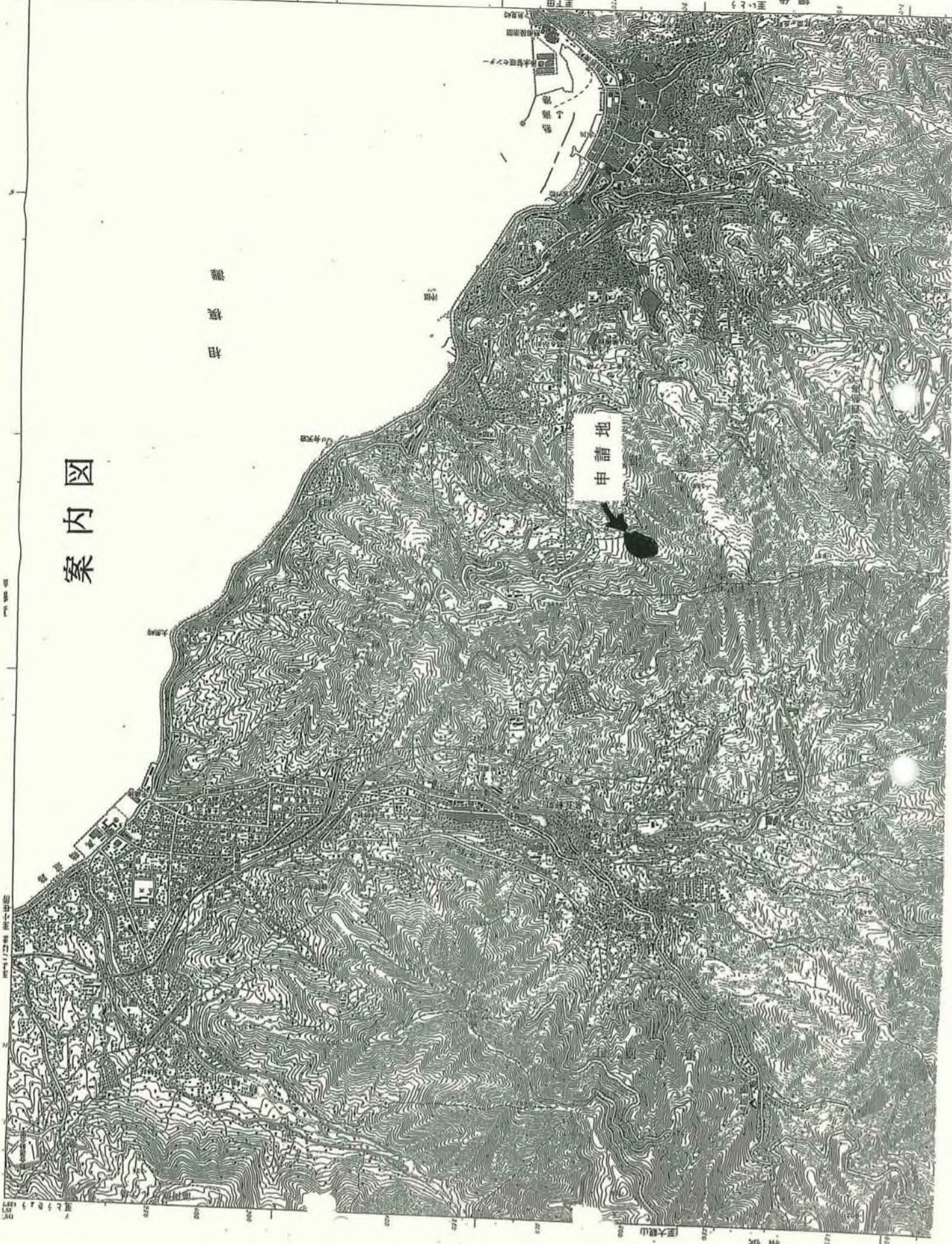
網代 至 1.2.3

至 下田

灘
換
相

案内図

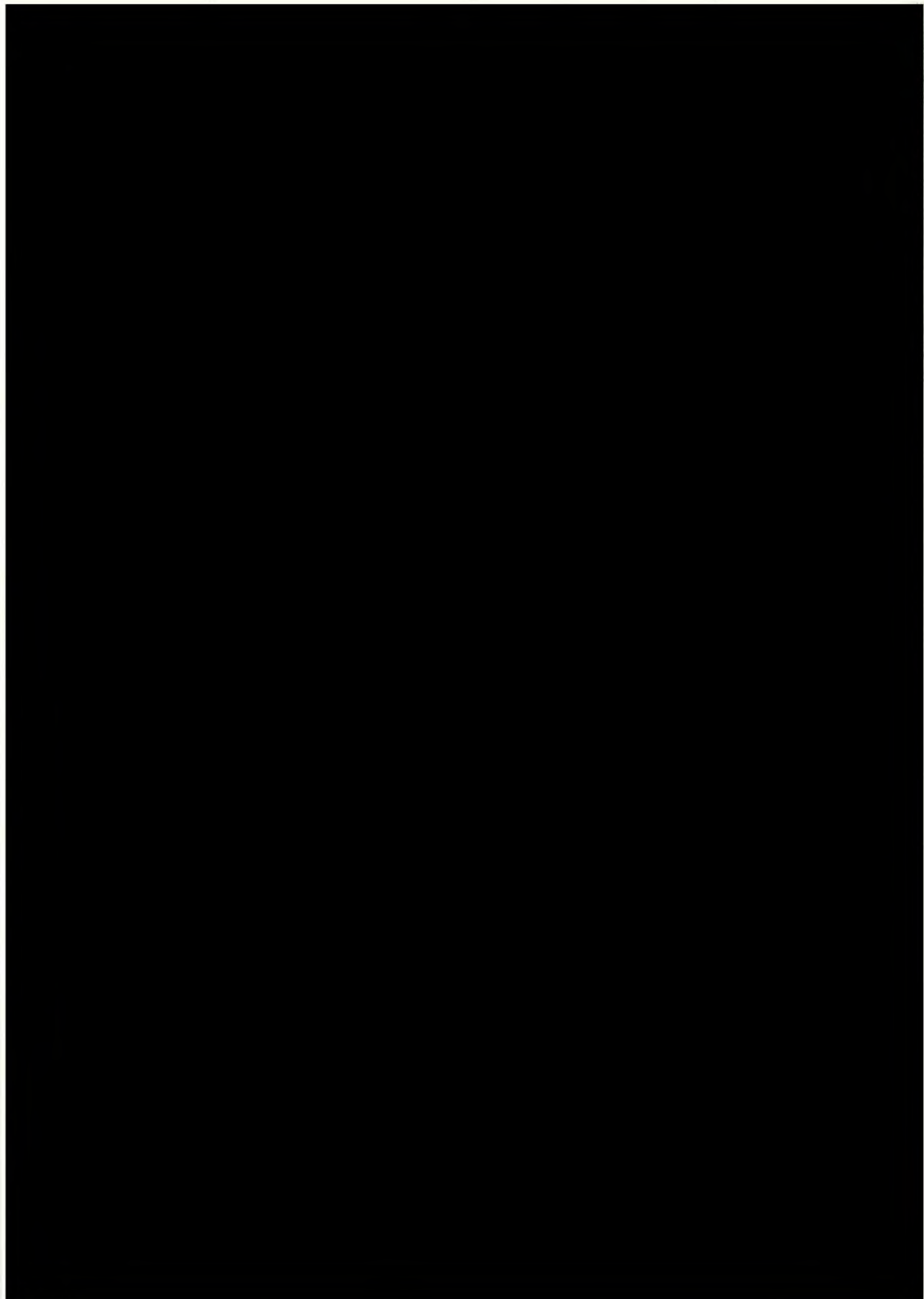
申請地



箱根

至 大磯山

100 200 300 400 500 600 700 800 900 1000



第1号堰堤平面図

1/1000



第1 埋設面積 = 944.6 m²

注1. 図はCADによる測量。
注2. 埋め立て地は埋め立て完了後とする。

埋設面積 = 第1埋設埋め立て埋設面積
= 2177m² > 全面積944.6m² = 2177m²

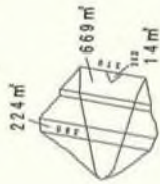


注：面積測定はCADデータによる。

1. 埋体盛土量

埋設埋設面積 = 2253 m²

切土量
V = 2253 * 1 = 2253 m³



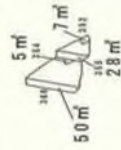
$$V1 = (224 + 669) / 2 * (380 - 370) = 4465 \text{ m}^3$$

$$V2 = (669 + 14) / 2 * (370 - 362) = 2732 \text{ m}^3$$



$$V3 = (68 + 241) / 2 * (370 - 360) = 1545 \text{ m}^3$$

$$V4 = (241 + 7) / 2 * (360 - 356) = 496 \text{ m}^3$$



$$V5 = (5 + 50) / 2 * (360 - 355) = 137 \text{ m}^3$$

$$V6 = (28 + 7) / 2 * (355 - 352) = 52 \text{ m}^3$$

埋体盛土量

$$\Sigma V = 4465 + 2732 + 1545 + 496 + 137 + 52 = 9427 \text{ m}^3$$

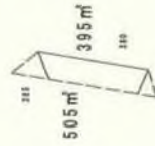
2. 埋立て盛土量

※等高線による面積

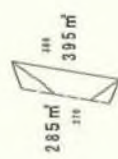


$$V1 = (4127 + 750) / 2 * ((392 + 385) / 2 - 380) = 20727 \text{ m}^3$$

$$V2 = (750 + 20) / 2 * (380 - 370) = 3850 \text{ m}^3$$



$$V3 = (505 + 395) / 2 * (385 - 380) / 2 = 1125 \text{ m}^3$$



$$V4 = (395 + 285) / 2 * (380 - 370) = 3400 \text{ m}^3$$

埋立て盛土量

$$\Sigma V = 20727 + 3850 + 1125 + 3400 = 29102 \text{ m}^3$$

概算 合計 V = 9427 + 29102 = 38529 m³

熱海市伊豆山開削計画

所在地 熱海市 伊豆山 伊豆山 地区

調査目的 第1期地盤土量計算書

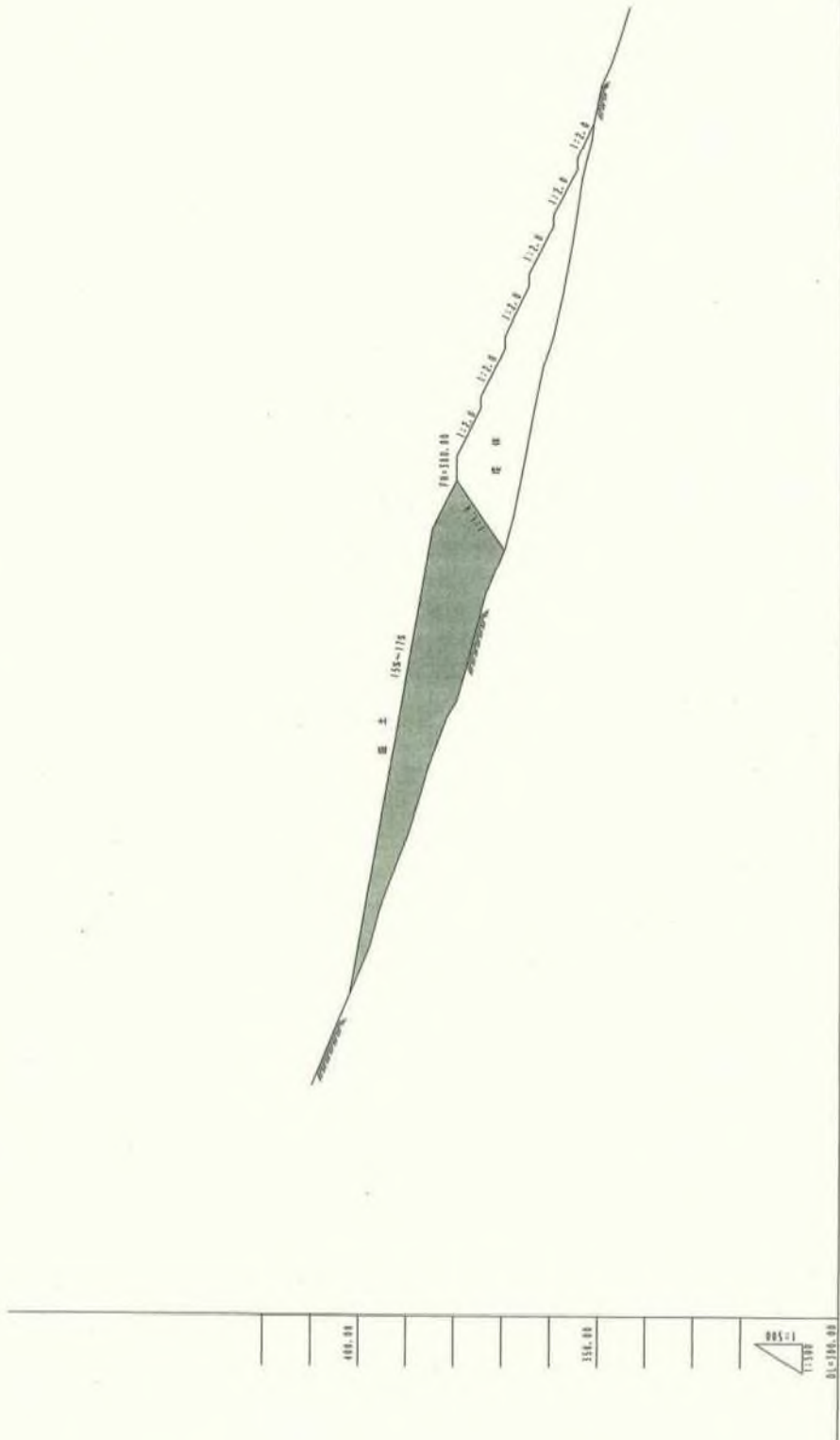
期 元 平成19年10月 図面番号

作成年月日 平成19年11月

作成者

SCALE 1/2000

第1堰堤盛土断面图 S=1:500



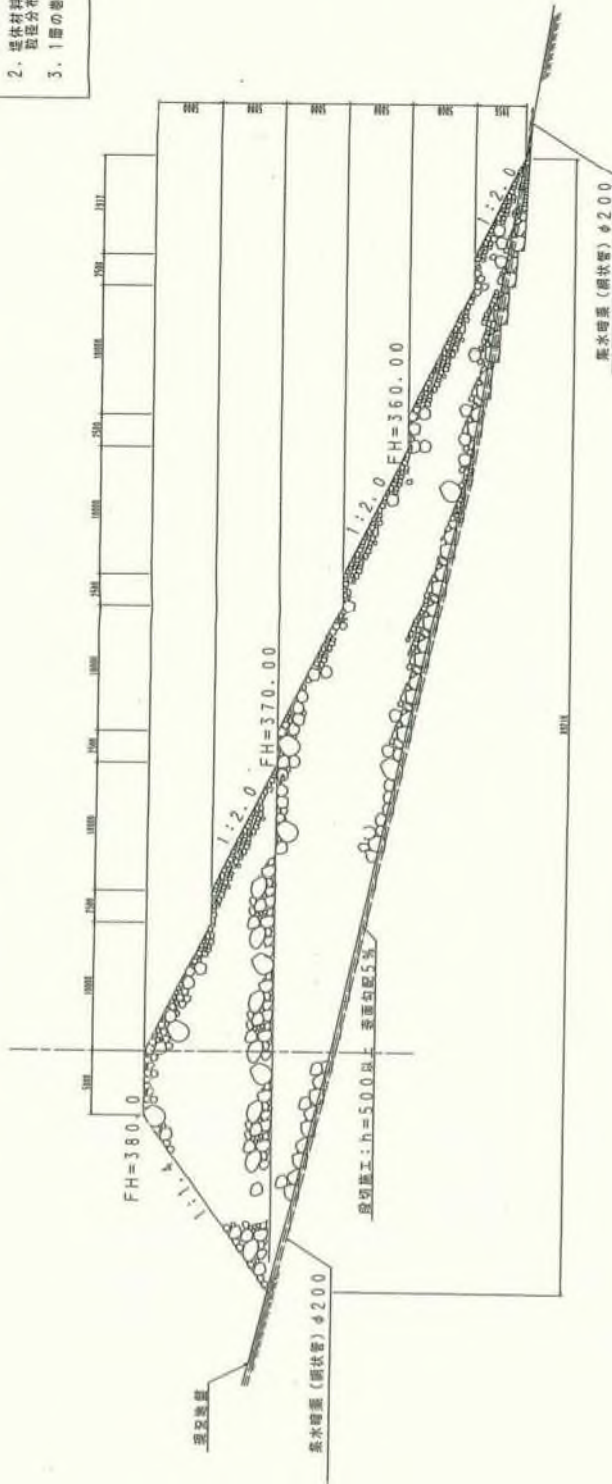
热河市伊五山堰堤设计图			
所在地	热河省 伊五山 热河省 热河		
图名	第1堰堤盛土断面图		
图尺	5:1000	图号	
设计日期	1951年1月		
设计者	[REDACTED]		

1951.1.1

造成断面图 5:111000



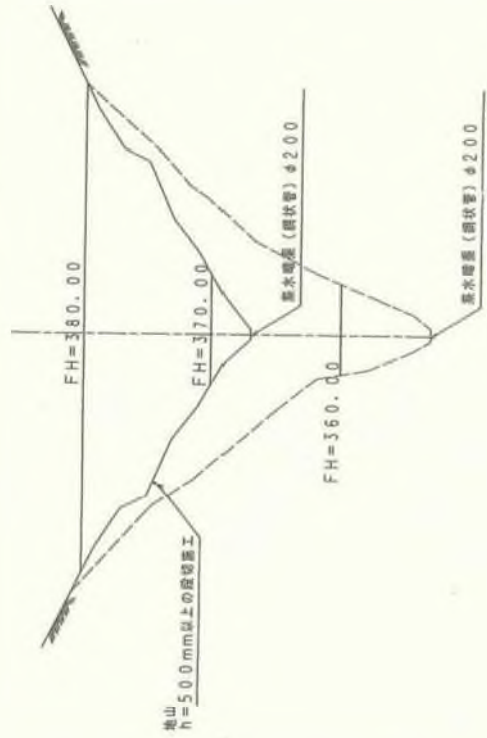
埋設工標準断面図 5-11206



注 意

1. 埋設断面となる地山部分は表層をすべて除去し段切施工をすること。
2. 埋設材料は養生材の砕石を混用し最大径を100以下として、段切部分に高さ100mmを充填し、充分密着すること。
3. 1層の厚さは50cmを標準とする。

埋設工正面図 5-11208



集水暗渠敷設詳細図 5-11211



熱海市伊豆山開発計画

所在地 熱海市 伊豆山 伊豆山 地区

図面番号 第1種改良工事 図面

図尺 5=1:200 図面番号

作成年月日 平成13年1月

作成者